

群馬大学共同教育学部特別聴講生規程

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学共同教育学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情があると認められた場合は、この限りではない。

(入学手続)

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所属する大学等を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書（外国人留学生の場合は交換留学制度申請書）
- (2) 成績証明書及び在学証明書
- (3) 当該大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第4条 特別聴講学生の入学は、本学部の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学を許可したときは、所属する大学等を通じて、本人にその旨通知するものとする。

(授業科目の履修範囲)

第5条 特別聴講学生が履修できる授業科目は、あらかじめ当該大学等との協議に基づき定められた範囲内のものとする。

(単位の認定)

第6条 特別聴講学生の単位の認定方法は、本学部の学生の例による。

(成績証明書)

第7条 特別聴講学生が所定の授業科目を履修し、単位を取得したときは、所属する大学等に成績証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第8条 特別聴講学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が入学の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第9条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。